

原子力の安全に関する条約第8・9回合同検討会合の結果概要

令和5年5月31日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、本年3月20日～3月31日にオーストリア・ウィーンの国際原子力機関本部にて開催された「原子力の安全に関する条約」¹第8・9回合同検討会合²の結果について報告するものである。

2. 第8・9回合同検討会合の概要

原子力の安全に関する条約の検討会合は、締約国が条約に定められる義務の履行状況についての報告を相互にレビューするために開催されるものであり、我が国の報告に対するレビューは以下のとおり開催された。

開催日 : 3月24日(金)

出席者 : 原子力規制委員会 田中知委員、原子力規制庁職員(別紙)
外務省、経済産業省資源エネルギー庁、原子力エネルギー協議会、
東京電力

また、原子力規制庁から以下の2名が検討会合の役員を務めた。

検討会合役員 : グループ2議長 一井直人 国際室長

グループ5コーディネーター 塚部暢之 安全管理調査官

検討会合の開催前に行う他国の国別報告の事前レビューにおいて、日本国国別報告への他国からの質問又はコメントは、計150寄せられ、緊急時のための準備及び放射線防護に対するものが最も多く、次いで、東京電力福島第一原子力発電所、検査制度に対するものが多かった。

検討会合では、我が国からは、主に、新規規制基準の適合性審査状況、新検査制度の運

¹ 民生用の原子力発電所を対象とし、原子力の高い水準の安全を世界的に達成・維持すること、原子力施設に起因する放射線による潜在的な危険に対する効果的な防護を確立・維持すること、放射線による影響を伴う事故を防止すること等を目的とした条約。

² 第8回検討会合(2020年3月23日～4月3日)は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行のため延期となり、第8・9回合同検討会合として実施。

用状況、高経年化原子力施設に係る規制制度、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の安全確認の状況、ALPS 処理水の海洋放出に関する実施計画変更申請の審査状況、原子力施設の廃止措置の状況等を報告した。

3. 我が国に対するレビュー結果

我が国からの報告に対して、ALPS 処理水の海洋放出、新検査制度の導入に伴う検査官の確保及び育成、検査における確率論的評価の活用状況、標準応答スペクトルの詳細等について質疑が行われた。その結果、以下の課題・グッドパフォーマンスが特定された。なお、我が国の活動から、グッドプラクティス (Good Practice)³とされたものはなかった。

(1) 課題 (Challenge)

- A) 東京電力福島第一原子力発電所の着実かつ安全な廃止措置の実施
- B) 原子力発電所の運転期間の改正に向けた規制上の準備
- C) IAEA の OSART⁴及び EPREV⁵レビューミッションの受け入れ

(2) グッドパフォーマンス (Areas of Good Performance)

- A) 検査制度の改正
- B) 人材育成のための異なる炉型のシミュレーターの導入
- C) 高経年化評価のためのシステマティックな枠組みの導入
- D) 透明性の確保：
審査会合及び CEO との意見交換を公開し、会議資料を閲覧できるようにしていること。自動文字起こしを活用して議事録の公開を行っていること。
- E) 東京電力福島第一原子力発電所の現在の状況に関する情報の積極的な発信
- F) 標準応答スペクトルの策定
- G) 高密度火山灰への対策
- H) 高エネルギーアーク損傷への対策
- I) 代替循環冷却系の導入

³ 他の締約国によって広く実施されておらず、他の締約国において適用されうる、原子力安全へ大きく貢献する新規又は改訂されたプラクティス、ポリシー、またはプログラム。

⁴ OSART (Operational Safety Review Team) は、IAEA が行っている事業者による原子力発電所の運転管理について IAEA 安全基準に照らしてレビューする活動。

⁵ EPREV (Emergency Preparedness Review Service) は、IAEA が行っている原子力・放射能緊急事態への対策と対処能力などを IAEA 安全基準に照らしてレビューする活動。

4. サマリレポートにおいて締約国の共通課題とされた事項

今回の検討会合では、特に欧州諸国から、ウクライナの原子力発電所に対する武力行使に関連した措置についての報告が一定数寄せられた。各グループからの報告を踏まえ、今回会合のサマリレポートにおいて、締約国の共通課題とされた事項は以下のとおり。

これらについては、第10回国別報告（2026年予定）にて各締約国がとった措置を報告することが推奨される。

1. 原子力発電所の安全な運転に影響する特別な状況に対処すること
2. 革新技術を考慮した規制能力の強化
3. 国際協力の促進
4. 国際ピアレビューの実施と指摘事項の適時実施の促進
5. 原子力発電所の安全な運転への気候変動による影響
6. 確実なサプライチェーンの確保
7. 原子力発電所の運転を支える高経年化対策のための戦略
8. 緊急時対策の強化と越境協力

別紙：原子力の安全に関する条約第8・9回合同検討会合参加者

参考：原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）

原子力の安全に関する条約第8・9回合同検討会合参加者

原子力規制委員会 原子力規制委員

田中 知（たなか さとる）（団長）

原子力規制委員会 原子力規制庁 審議官

森下 泰（もりした やすし）

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房国際室

一井 直人（いちい なおと）（グループ2 議長）

原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ

塚部 暢之（つかべ のぶゆき）（グループ5 コーディネーター）

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房総務課国際室

久保 和造（くぼ かずぞう）

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房総務課国際室

浅沼 亜衣（あさぬま あい）

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房総務課国際室

齋藤 巧実（さいとう たくみ）

原子力規制委員会 原子力規制庁 技術基盤グループ 放射性・廃棄物研究部門

本間 俊充（ほんま としみつ）

原子力規制委員会 原子力規制庁 技術基盤グループ 地震・津波研究部門

田島 礼子（たじま れいこ）

原子力規制委員会 原子力規制庁 技術基盤グループ 地震・津波研究部門

東 喜三郎（あずま きさぶろう）

原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護グループ 放射線防護企画課

元光 邦彦（もとみつ くにひこ）

原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護グループ 放射線規制部門

高田 桂介（たかだ けいすけ）

他、外務省、経済産業省資源エネルギー庁、原子力エネルギー協議会、東京電力から参加

原子力に関する主な国際条約

- ・原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）
- ・使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（廃棄物等合同条約）
- ・原子力事故の早期通報に関する条約（早期通報条約）
- ・原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（援助条約）等

原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）

1994年6月に採択、同年10月に発効
日本は発効当初からの締約国

条約の対象：民生用の原子力発電所

条約の内容

規制体制の構築や施設の安全確保、緊急時の措置などの締約国の義務を規定
→ 義務の履行状況を3年に1度レビュー

レビューのプロセス

